

令和8年9月15日

被扶養者の資格確認調査
対象組合員様

公立学校共済組合大阪支部
資格担当

被扶養者の資格確認調査(検認)について(依頼)

当支部では、毎年度、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項に基づき、被扶養者の扶養事実を確認する標記調査を実施しております。つきましては、貴職の被扶養者について確認いたしますので、ご協力をお願いします。

被扶養者の認定を継続する場合

収入をはじめとした生計維持に係る要件を満たしていることが必要です。「提出書類について」**1**被扶養者認定の継続申告をする場合」を参照いただき、同封の「回答書」に必要書類を添付の上、各所属所の定める提出日まで提出してください。

(注意1) 記入例および別紙1、2については、当支部ホームページ「お知らせ」に掲載しておりますので、必要に応じて印刷のうえご提出ください。

(注意2) 「提出書類について」のチェック欄を使用し、提出書類に不足がないか必ずご確認ください。

被扶養者の取消手続きをする場合

被扶養者がすでに就職している、または、調査書類を確認した結果、収入が超過しているなど、取消事由に該当していることが分かった場合は、「提出書類について」**2**認定の取消申告をする場合」の手続きを行ってください。

この場合、同封の「回答書」は、未記入のまま、取消申告の書類に添付したうえでご返却ください。

本調査に回答しない場合(不備連絡に未対応の場合も含む)、同法施行規程第97条第4項に基づき、被扶養者の資格が遡って無効になりますのでご注意ください。

また、資格が無効になった日以降に被扶養者が医療機関を受診していた場合、当共済組合が医療機関に支払った医療費の返還を求めます。

【公立学校共済組合大阪支部 ホームページ】

記入例、別紙1、2の様式、よくある質問(Q&A)等を掲載しています。

公立学校共済組合大阪支部 お知らせ

検索



【被扶養者の資格確認調査(検認)に関する問い合わせ先】

お問い合わせの前に、当支部ホームページ掲載のよくある質問をご確認ください。

公立学校共済組合大阪支部 令和8年度資格確認調査専用コールセンター
050-2035-0879 (受付時間: 平日 10~12 時、13~17 時)